

# 田原本町 住民協議会資料

## 追加資料

(各施設の利用料金)

施設レビュー：令和5年3月18日（土）9時から17時まで

住民協議会：令和5年4月22日（土）9時から正午まで

令和5年5月20日（土）9時から正午まで

令和5年6月17日（土）9時から正午まで

※施設レビュー及び住民協議会の際は、本資料をご持参ください。



## 資料一覧

資料一覧	p. 1
(1) 青垣生涯学習センター	p. 2
①公民館使用料（附属設備使用料）	
②弥生の里ホール使用料（ホール附属設備使用料）	
③唐古・鍵考古学ミュージアム観覧料	
(2) 体育館（中央体育館・やすらぎ体育館）	p. 10
①体育館使用料（備品使用料）	
②スケートボードパーク使用料	
(3) 町民ホール	p. 13

※図書館、老人福祉センター、さわやか交流センター、ふれあいセンターは利用料金が無料のため、資料の添付はありません。

# (1) 青垣生涯学習センター

## ①公民館使用料

(単位 円)

使用区分	9:00～	13:00～	17:00～	9:00～	13:00～	9:00～
	13:00	17:00	21:00	17:00	21:00	21:00
美術室(1)	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500
美術室(2)	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500
工作室	1,400	1,400	1,400	2,800	2,800	4,200
陶芸室	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500
視聴覚室	2,600	2,600	2,600	5,200	5,200	7,800
音楽スタジオ	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	6,000
調理室(準備室含む)	3,300	3,300	3,300	6,600	6,600	9,900
パソコン学習室	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	6,000
和室1	1,100	1,100	1,100	2,200	2,200	3,300
和室2	1,400	1,400	1,400	2,800	2,800	4,200
研修室(1)	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500
研修室(2)	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500
研修室(3)	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500
会議室	1,400	1,400	1,400	2,800	2,800	4,200

### 備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が町外に居住している者である場合の使用料は、それぞれの額の2倍とする。
- 3 附属設備等の使用料は、教育委員会が規則で定める額とする。

(付属設備使用料)

設備品名	区分	数量	使用料 (円)
ポータブルワイヤレススピーカー (マイク付)	1回につき	1式	500
ビデオプロジェクター (スクリーン付)	〃	1式	3,000
16ミリ映写機 (スクリーン付)	〃	1式	3,000
スライド映写機 (スクリーン付)	〃	1式	2,100
DVDプレイヤー	〃	1個	500
ビデオカセットデッキ	〃	1個	500
OHP (スクリーン付)	〃	1式	1,570
OHC (スクリーン付)	〃	1式	500
スポットライト (1KW)	〃	1個	200
スポットライト (500W)	〃	1個	100
パネル	〃	1枚	100

\*備品使用料は、1日につき1回として算定する。

## ②弥生の里ホール使用料

### 1 全部使用（801席）の場合の使用料

(単位 円)

使用区分		午前	午後	夜間	午前	午後	午後	夜間	終日
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30		
入場料無料～ 2000円	平日	15,000	20,000	21,000	35,000	41,000	56,000		
	土・日・祝	18,000	24,000	25,000	42,000	49,000	67,000		
2001円～ 5000円	平日	22,000	30,000	31,000	52,000	61,000	83,000		
	土・日・祝	27,000	36,000	37,000	63,000	73,000	100,000		
5001円～	平日	30,000	40,000	42,000	70,000	82,000	112,000		
	土・日・祝	36,000	48,000	50,000	84,000	98,000	134,000		

### 2 部分使用（471席）の場合の使用料

(単位 円)

使用区分		午前	午後	夜間	午前	午後	午後	夜間	終日
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30		
入場料無料～ 2000円	平日	9,000	12,000	13,000	21,000	25,000	34,000		
	土・日・祝	10,000	14,000	15,000	24,000	29,000	39,000		
2001円～ 5000円	平日	13,000	18,000	19,000	31,000	37,000	50,000		
	土・日・祝	16,000	21,000	22,000	37,000	43,000	59,000		
5001円～	平日	18,000	24,000	25,000	42,000	49,000	67,000		
	土・日・祝	21,000	28,000	30,000	49,000	58,000	79,000		

### 3 楽屋の使用料

(単位 円)

使用区分	午前	午後	夜間	午前	午後	午後	夜間	終日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00		13:00～ 21:30		9:00～ 21:30
楽屋 1	1,500	1,500	1,500	3,000		3,000		4,500
楽屋 2	1,500	1,500	1,500	3,000		3,000		4,500
楽屋 3	1,000	1,000	1,000	2,000		2,000		3,000
楽屋 4	1,000	1,000	1,000	2,000		2,000		3,000
楽屋 5	1,000	1,000	1,000	2,000		2,000		3,000

### 4 シャワー室の使用料

1室1回	1,000円(1日を1回と算定する。)
------	---------------------

#### 備考

- 1 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。
- 2 入場料等の額に2種類以上の異なる定めがあるときの使用料の額は、最も高額の入場料等の区分に係る料金とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 会費又は協力金を徴収する場合
  - (3) 会員制度により会員を招待する場合
  - (4) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
  - (5) 商品等の宣伝、展示販売その他営利目的又はこれらに準ずる行為をする場合
  - (6) その他これらに準ずる場合
- 4 使用時間の繰上げ又は延長の時間は1時間（1時間未満は1時間とする。）を限度とする。ただし、延長は午後10時を超えてはならない。この場合において当該繰上げ又は延長の時間に係る使用料の額は、当該使用時間の区分による1時間当たりの使用料に100分の130を乗じて得た額とする。
- 5 使用区分の各時間区分の全時間にわたりホールを準備、後片付け又は練習のために使用する場合の使用料は規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 部分使用とは、ホールの1階のみを使用する場合をいう。
- 7 算出した金額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。
- 8 附属設備等の使用料は、教育委員会が規則で定める額とする。

## (ホール付属設備使用料)

## 舞台設備 使用料

単位 (円)

名称	単位	使用料
音響反射板	1 式	6, 0 0 0
所作台	1 式	6, 0 0 0
松羽目	1 式	1, 5 0 0
平台 (開き足、箱足、木台を含む)	1 台	3 0 0
ヒナ段ケコミ	1 式	3 0 0
人形立て	1 台	5 0
演台	1 台	6 0 0
花台	1 台	1 0 0
司会者台	1 台	3 0 0
金屏風	1 双	1, 0 0 0
緋毛氈	1 枚	1 0 0
長座布団	1 枚	1 0 0
プログラムスタンド	1 台	1 0 0
バレエシート	1 枚	1 0 0
上敷 (大)	1 枚	1 0 0
上敷 (小)	1 枚	5 0
地絨	1 枚	1, 5 0 0
紗幕	1 枚	1, 5 0 0
高座用座布団	1 枚	1 0 0
指揮者台	1 台	3 0 0
指揮者用譜面台	1 台	2 0 0
演奏者用譜面台	1 台	5 0
譜面灯	1 台	5 0
演奏者用椅子	1 脚	5 0
楽器専用椅子	1 脚	1 0 0



長机	1脚	100
椅子	1脚	50
可動客席（一部移動を含む）	1式	10,000

照明設備 使用料

単位（円）

名称	単位	使用料
アッパー Horizont ライト	1式	3,000
ローア Horizont ライト	1式	2,000
フロントサイド スポット ライト	1式	2,000
シーリング スポット ライト	1式	2,000
天井反射板 ライト	1式	3,000
スポット ライト（1KW）	1台	200
カッター スポット ライト（575W）	1台	200
パー ライト（1KW）	1台	100
ストリップ ライト（100W）	1台	200
センターピン スポット ライト（2KW）	1台	2,000
各種 スタンド	1本	100

## 音響設備 使用料

単位 (円)

名称	単位	使用料
PAシステム (場内拡声)	1 式	3, 0 0 0
MDデッキ	1 台	5 0 0
DATデッキ	1 台	5 0 0
CDプレイヤー	1 台	5 0 0
カセットデッキ	1 台	5 0 0
三点吊りマイク装置	1 式	3, 0 0 0
ワイヤレスマイク	1 本	1, 0 0 0
ダイナミックマイク	1 本	5 0 0
コンデンサーマイク	1 本	1, 0 0 0
マイクスタンド (卓上型)	1 本	1 0 0
マイクスタンド (床上型)	1 本	2 0 0
マイクスタンド (ブーム型)	1 本	2 0 0
移動型スピーカー	1 台	3 0 0
袖ミキサーワゴン	1 式	2, 0 0 0

## 映像設備 使用料

単位 (円)

名称	単位	使用料
ビデオプロジェクター (スクリーン含む)	1 式	1 5, 0 0 0
資料提示装置	1 式	2, 0 0 0
DVDデッキ	1 台	5 0 0
ビデオデッキ	1 台	5 0 0
映写機 1 6 / 3 5 (スクリーン含む)	1 式	6, 0 0 0
スクリーン	1 枚	1, 0 0 0

その他 使用料

単位 (円)

名称	単位	使用料
国旗・町旗	1 枚	1 0 0
ホワイトボード	1 台	5 0
移動型姿見	1 台	5 0
持込器具電源使用料	1 KW	1 0 0
ピアノ	1 台	9, 0 0 0

備考

- 1 附属設備の使用料は1日につき1回として算定する。
- 2 算出した金額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。
- 3 持込器具の定格消費電力の合計に1kw未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。
- 4 この表の使用料には、次の料金は含まない。
  - (1) 舞台増員技術者技術料
  - (2) 映写技師技術料
  - (3) ピアノ調律料
  - (4) 照明用カラーフィルター
  - (5) 看板制作費
  - (6) 器具等の持ち込みによる特別な費用
  - (7) 上記以外で特別に必要な人件費

③唐古・鍵考古学ミュージアム観覧料

区分		観覧料	
		常設展示の場合	特別展示の場合
個人	高校生、大学生等	1 0 0 円	町長が別に定める額
	一般	2 0 0 円	
団体 (20人以上)	高校生、大学生等	5 0 円	
	一般	1 5 0 円	

備考

- 1 高校生、大学生等とは、高校生、大学生及びこれらに準ずる者をいう。
- 2 中学生（これに準ずる者を含む。）以下は、無料とする。

## (2) 体育館（中央体育館・やすらぎ体育館）

### ①体育館使用料

使用区分			時間区分				
			午前 (9:00～ 12:00)	午後 (13:00～ 17:00)	夜間 (18:00～ 21:00)	全日 (9:00～ 21:00)	
体 育 場 使 用	全 面 使 用	アマチュアスポーツ、レクリエーションに使用する 場合	入場料の類を徴収する 場合	円	円	円	円
		シヨンに使用する 場合	入場料の類を徴収しない 場合	3,000	4,000	6,000	12,000
		その他の場合	入場料の類を徴収する 場合	18,000	24,000	36,000	72,000
			入場料の類を徴収しない 場合	9,000	12,000	18,000	36,000
部 分 使 用	床面積の1/2以下の部分を使用する場合		全面使用の各区分に応ずる使用料の額の1/2相当額				
	床面積の1/3以下の部分を使用する場合		全面使用の各区分に応ずる使用料の額の1/3相当額				
研修室	空調設備を使用する場合		1,200	1,600	2,400	4,800	
トレーニング室	は、午前、午後、夜間の使用区分をもってそれぞれ1回とし、その使用料は1回800円を加算する。		300	400	600	1,200	
10人未満でかつ床面積の10分の1の部分を使用する場合	1人につき		100	100	100	300	
庭球場	一面1時間につき		500（照明を伴い使用する場合は、1時間につき600を加算した額）				

備考

- 1 田原本町やすらぎ体育館の使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 2 設備等の準備のために使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 町外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所を有する者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 4 使用時間を超えた場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額に当該使用料の1時間分に相当する額を加算した額とする。
- 5 小学校、中学校及び高等学校の児童又は生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。

（備品使用料）

種類	単位	使用料	
		午前、午後、夜間各1回 につき	全日
バスケットボール用具	1組	円 600	円 1,500
バレーボール用具	1組	200	500
バドミントン用具	1組	200	500
屋内テニス用具	1組	200	500
卓球用具	1組	200	500
とび箱	1組	200	500
鉄棒	1台	200	500
吊輪	1台	200	500
鞍馬	1台	200	500
跳馬	1台	200	500
平行棒	1台	200	500
平均台	1台	200	500

マット	1枚	200	500
トランポリン	1台	300	800
矯正鏡	1台	200	500
電光掲示板	1式	1,000	2,500
放送設備	1式	1,500	4,000
ステージ	1式	1,000	2,000
長机	1脚	1回	50
椅子	1脚	1回	20
フローシート	1枚	1回	100

## ②スケートボードパーク使用料

使用区分	単位	使用料
スケートボードパーク	使用者1人につき	300円（全日）
備考		
町外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所を有する者が使用する場合には、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。		

### (3) 町民ホール

#### 町民ホール使用料

	町内の方	町外の方	減額団体
基本使用料	1,000円/時間	2,000円/時間	500円/時間
空調使用料	750円/時間	1,500円/時間	300円/時間
超過料金	1,600円/時間	3,200円/時間	800円/時間
備品使用料	無料	無料	無料

#### 備品

品目	数量	品目	数量
椅子	240	放送設備	1
机	40	舞台	2
マイク (ワイヤレス)	2	演台	2
マイク (有線)	3	ピアノ	1
運動用ワイヤレスマイク	1		